

○ 土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準について（平成 13 年 3 月 22 日 12 農振第 1680 号農林水産省農村振興局長通知）新旧対照表

（下線部は改正部分）

改 正 後	現 行																																																
<p>別 紙</p> <p style="text-align: center;">土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準</p> <p>第 1～第 3 [略]</p> <p>別表 1 共通仮設費率適用範囲</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">項 目</th> <th style="width: 40%;">率 の 対 象 項 目</th> <th style="width: 50%;">率 に 別 途 加 算 で き る 項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運 搬 費</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>準 備 費</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>安 全 費</td> <td>1～6 [略] 7 粉塵作業の予防に要する費用（「<u>ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン</u>」によるトンネル工事の粉塵発生源に係る措置の各設備、「鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止について」に伴う各ばく露防止対策は、仮設工に計上する）</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8～10 [略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>役 務 費</td> <td></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>技 術 管 理 費</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>営 繕 費</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表 2・別表 3 [略]</p>	項 目	率 の 対 象 項 目	率 に 別 途 加 算 で き る 項 目	運 搬 費	[略]	[略]	準 備 費	[略]	[略]	安 全 費	1～6 [略] 7 粉塵作業の予防に要する費用（「 <u>ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン</u> 」によるトンネル工事の粉塵発生源に係る措置の各設備、「鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止について」に伴う各ばく露防止対策は、仮設工に計上する）	[略]		8～10 [略]	[略]	役 務 費		[略]	技 術 管 理 費	[略]	[略]	営 繕 費	[略]	[略]	<p>別 紙</p> <p style="text-align: center;">土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準</p> <p>第 1～第 3 [略]</p> <p>別表 1 共通仮設費率適用範囲</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">項 目</th> <th style="width: 40%;">率 の 対 象 項 目</th> <th style="width: 50%;">率 に 別 途 加 算 で き る 項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運 搬 費</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>準 備 費</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>安 全 費</td> <td>1～6 [略] 7 粉塵作業の予防に要する費用</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8～10 [略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>役 務 費</td> <td></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>技 術 管 理 費</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>営 繕 費</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表 2・別表 3 [略]</p>	項 目	率 の 対 象 項 目	率 に 別 途 加 算 で き る 項 目	運 搬 費	[略]	[略]	準 備 費	[略]	[略]	安 全 費	1～6 [略] 7 粉塵作業の予防に要する費用	[略]		8～10 [略]	[略]	役 務 費		[略]	技 術 管 理 費	[略]	[略]	営 繕 費	[略]	[略]
項 目	率 の 対 象 項 目	率 に 別 途 加 算 で き る 項 目																																															
運 搬 費	[略]	[略]																																															
準 備 費	[略]	[略]																																															
安 全 費	1～6 [略] 7 粉塵作業の予防に要する費用（「 <u>ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン</u> 」によるトンネル工事の粉塵発生源に係る措置の各設備、「鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止について」に伴う各ばく露防止対策は、仮設工に計上する）	[略]																																															
	8～10 [略]	[略]																																															
役 務 費		[略]																																															
技 術 管 理 費	[略]	[略]																																															
営 繕 費	[略]	[略]																																															
項 目	率 の 対 象 項 目	率 に 別 途 加 算 で き る 項 目																																															
運 搬 費	[略]	[略]																																															
準 備 費	[略]	[略]																																															
安 全 費	1～6 [略] 7 粉塵作業の予防に要する費用	[略]																																															
	8～10 [略]	[略]																																															
役 務 費		[略]																																															
技 術 管 理 費	[略]	[略]																																															
営 繕 費	[略]	[略]																																															